

肥料価格高騰対策(春肥)のご案内

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



本事業の予算が令和5年度に繰り越されたため、当初ご案内しておりました申請スケジュールから後ろ倒しして実施することとなりました。

支援対象となる春肥

令和4年11月から令和5年5月に購入した肥料(本年の春肥として使用する肥料)が対象です。

春肥の支援の内容

化学肥料低減の取組を行う農業者の皆様に対し、次の算定式に基づいて支援金を交付します。

国の支援金 =

$$\left[\text{当年の肥料費} - \frac{\text{当年の肥料費}}{\left[1.4 \right]} \div \frac{\text{使用量低減率}}{\left[0.9 \right]} \right] \times 0.7$$

※三重県等では、さらなる上乗せ支援金の措置があります。

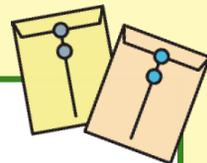
申請に必要なもの

次のものをご準備・ご提出ください。

- ① 化学肥料低減計画書(化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むこと。)
- ② 本年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(領収書など)の写し
- ③ 申請に関する確認書(申請要件を満たしているか等を確認してください。)
- ④ 農産物の販売実績を確認できる書類(販売伝票など)の写し
(農協へ出荷いただいている方は提出の必要はありません。)
- ⑤ 支援金受取口座の通帳の写し

※提出書類等は農業者の皆様で5年間保管いただきますようお願いいたします。

申請方法・締切



- ・組合員の皆さま、農協で肥料を購入いただいている方は、お近くの農協へご相談ください。
- ・申請締切は7月7日(金)です。申請漏れのないようご注意ください。

春肥分支援金の交付に関するスケジュール

今後のスケジュールは、以下のとおりです。

令和5年6月頃～

農業者からの申請受付開始

令和5年7月7日

農業者からの申請締切

令和5年12月頃～

農業者への支援金の交付(予定)

※本事業の予算が令和5年度に繰り越されたため、当初ご案内しておりましたスケジュールから後ろ倒しして実施することとなりました。

注意事項

- ・今回の申請は令和5年春肥の申請となります。令和4年秋肥の申請受付は終了しておりますのでご注意ください。また、令和5年春肥の申請にあたり、申請漏れがありますと追加申請できませんので、領収書などの提出に漏れがないかご確認ください
- ・化学肥料低減取組メニューの一つに「土壌診断による施肥設計」がありますが、JAでは申込の大幅な増加が想定され、診断結果の返送までに時間を要します。また、リン酸・加里のみを分析する簡易分析もありますのでご相談ください。
- ・申請後に支援金の対象とした肥料に返品・キャンセル等があった場合、支援金の返還となりますのでご注意ください。

<お問い合わせ先>

お近くの JA津安芸 営農センター へお問い合わせください。

河芸営農センター TEL0120-085-040

芸濃営農センター TEL0120-056-041

美里営農センター TEL0120-057-043

安濃営農センター TEL0120-059-044

津北部営農センター TEL 0120-057-045

津中央営農センター TEL 0120-057-046

津南部営農センター TEL 0120-059-047